

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 《第15回協議会 議事録》

- 日 時：平成26年7月9日(水) 16:00～18:50
- 場 所：大阪府議会 第1委員会室
- 出席者：浅田均会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、三田勝久委員、新田谷修司委員、紀田馨委員、  
置田浩之委員、坂井良和参考人、美延映夫参考人、吉村洋文参考人

(浅田会長)

それでは、ただいまから第15回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催いたします。

まず、定足数であります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上、10名の委員に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたしておきます。

今回も、大阪市のほうからは橋下委員が出席されておりますが、ほかにも大阪市の実情に精通した方々の意見をお聞きすべきと考えております。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第5項に基づき、すなわち「学識経験を有する者その他関係者」の枠で、これまで協議会議論に参画されてきておりました大阪市会の坂井議員、美延議員、吉村議員に前回に引き続き出席を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

坂井議員、美延議員、吉村議員、御着席をお願いいたします。

本日は、前回の協議会で御確認いただきました今後の協議の進め方及び協議スケジュールに基づきまして、1番目といたしまして特別区設置の日、2番目が特別区の名称、3番目が特別区本庁舎の位置、4番目が特別区の議会につきまして、事務局から説明していただいた後、質疑と委員間協議を行い、順次方針を決めていきたいと思っております。

まず、特別区設置の日について、協議に入りたいと思っております。

事務局のほうから、1番目として組織体制、それから2番目としてシステム改修、3番目として庁舎改修、4番目として庁舎建設につきまして、それぞれに要する期間を示した資料が提出されております。

本日は、それらに関係する部局にも御出席いただいておりますので、内容確認や意見聴取なども行いながら協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

戦略調整担当部長、井上です。

それでは、私のほうから特別区設置の日について、御説明させていただきます。

まず、お手元の資料の4ページをお開きください。

前回の協議会でお示ししました特別区設置の日の検討については、設置に必要な期間を大まかなイメージをしていただくために過去の事例などに基づきまして、府市大都市局で作成してお示しさせていただいたところでございます。

今回は、組織体制の整備など主要4項目に関しまして、住民投票後の作業スケジュール案について、関係局の意見を踏まえた上で、特別区設置の日の資料を作成し、お示ししたものでございます。

各項目の住民投票後の必要期間としまして下にご書いてございますが、組織体制の整備については、おおむね2年程度、システム改修につきましては、おおむね3年程度、庁舎改修につきましては、おおむね5年程度、庁舎建設はおおむね7年程度、それぞれ見込んでおります。

それで、資料の一番後ろのほうについております別紙資料1-2をごらんいただきたいと思えます。A3の資料になってございます。

住民投票後の作業スケジュール(案)として、先ほどの4項目の具体的なスケジュールが書かれております。横軸は投票後1年目、2年目、3年目という形で見ていただければと思えます。

まず、組織体制の整備についてでございますが、3年目の欄のすぐ下の枠囲いがございますが、留意事項に記載しておりますが、住民投票までの間に事前調整を進めておくことが前提となっております。その上で、主に組織・定数、人事と業務の移管の関係を考慮してスケジュールを設定しております。

組織・定数は半年間で暫定的な絵姿をつくりまして、それをもとに各部局の職員を移行へ向けた準備作業チームとして配置し直す作業を行うことになってございます。

2年目につきましては、業務の移管の欄にございますように、準備作業チームといたしまして、業務の引き継ぎ準備や具体的な移管作業を行います。各部局の通常業務と並行して行いますため、1年ほどかける必要がございます。

なお、採用につきましては、必要数の調整など1年半程度の期間を要すると見込んでおりますが、適切な人材確保を行うためには、募集・選考の実施期間を十分考慮する必要がございます。

次に、システム改修についてでございますが、各課の配置、業務体制案が決定するまでに、まずシステム改修の必要性等の検討を行いまして、1年目の第3四半期から12カ月ほどで基本方針移行計画仕様書を作成することとなっております。その後、2年目の第3四半期に改修委託に着手いたしまして、18カ月後の3年目の終わりに完了すると想定しております。

なお、社会保障・税番号制度の全国一斉の連携テストが平成28年7月から平成29年6月末まで予定されておりますので、この間に並行してシステム改修を行う場合には困難が予想されているところがございます。

次に、庁舎改修及び庁舎建設についてでございますが、B区からE区までの全ての区に

該当いたしますが、まず、庁舎改修でございますが、各課の配置業務体制案が決定するまでに、既存庁舎や民間ビルの調査等を行いまして、各課の配置、業務体制など組織・定数の仮決定を受けて、設計に必要な条件の整備といたしまして、1年目の第3四半期から1年半で必要庁舎面積の決定や賃借ビルの確保、各課位置の決定など、庁舎改修の設計に向けての条件整備を行います。

各区の民間ビルの改修は、3年目に基本設計に着手いたしまして、4年目に工事が完成するというところでございます。市有庁舎の改修につきましては、民間ビルの改修工事の完了に合わせまして、市有庁舎に入居している他区の職員を民間ビルに移転させた上で、4年目に工事着手する必要があるため、5年目の第3四半期に完成する想定でございます。

最後に、庁舎建設についてでございますが、これはこれまでは議論はいただいておりませんが、仮に庁舎建設を行った場合のスケジュールでございます。

各課の配置業務体制案が決定するまでに、既存庁舎や建設用地の調査等を行い、組織定数及び各課配置業務体制案の決定を受けまして、設計に必要な条件の整備の欄にございますように、1年目の第3四半期から約1年半で必要庁舎面積の決定や用地の確保、各課位置の決定など、庁舎建設の設計に向けての条件整備を基本計画として行うものでございます。

各区の新庁舎の建設は、3年目、4年目に基本設計、実施設計を行いまして、5年目に建設工事に着手し、24カ月で完成するという想定でございます。

市有庁舎の改修は、新庁舎の建設工事の完了に合わせまして、市有庁舎に入っている職員を新庁舎に移転させた上、6年目に工事に着手し、7年目の第2四半期に完成することとなっております。

以上でございます。

(浅田会長)

ただいま資料に基づきまして、井上部長のほうから御説明をいただきました。

ただいまの説明を受けまして、説明に対する質疑、内容確認等ございましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

置田委員。

(置田委員)

大阪維新の置田です。

ちょっと1点、質問をさせていただきますけれども、先ほど、組織体制とシステム改修、庁舎改修、庁舎建設とそれぞれ4項目、説明ありましたけれども、仮にこれ、平成27年4月に住民投票が行われ、29年4月に特別区設置がされるとしたときに、この組織体制はじめ4項目について、住民サービスという観点から見て、何か支障というのが生じるのかどうか、そのあたり、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけれども。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

特別区職員の庁舎配置につきましては、今後、既存の施設の詳細把握とか、新たな組織体制を踏まえて検討することになります。例えばシステム改修でございますと、例えば2年目に特別区を設置するようになりますと、システム改修が、ここにも書いてございますように、暫定になるようなこともございますが、基本的にはそういう形で対応していくのかなと思います。

それと、先ほど言いましたように、今後検討するんですが、現段階ではまず不確定ですが、新庁舎建設とか、あるいは民間ビルの改修、いずれも整備完了前に特別区を発足するという場合には、全てその区に配置はできない可能性は高いと思われませんが、その場合は、本庁舎のほうには区長及び区長のマネジメントに必要な、例えば秘書とか、あるいは企画機能とか、そういう必要な部署は可能な範囲で配置すると。その他の部署については区をまたがった配置になる可能性がございますが、そういう形で対応していくのかなと。基本的には、各現在の区役所を残しますので、市民サービスの窓口については支障ないものとは考えております。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

これまでの法定協の議論でも、現在の24区の区役所は支所として残すということですから、住民サービスのそういう窓口的な機能は引き続き残っていくということですので、そういった意味での窓口業務的な意味での住民サービスというものに対しては影響ないのかなというふうに考えているところですけども、先ほど、29年4月時点というのは、その時点でのこれを見ますと、組織体制は29年4月時点でほぼ職員移管も含めて調整が終わっているというような図になっていると思うんですけども、システム改修だとか、庁舎改修、庁舎建設というのは、29年4月時点では、もう一度ちょっと確認で、どういった進捗状況になっているのかというのを、ちょっともう一度改めてお聞かせいただきたいなと思うんですけども。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

先ほどちょっとわかりにくかったかもしれませんが、基本的に、特別区職員をどういうふうに庁舎に配置するかにつきましては、今後、既存の市有施設がどんなものがあるとか、あるいは新たな組織体制がどういう形になるかというのを踏まえながら検討していくということになるかと思えます。

先ほども申しましたが、庁舎建設、民間ビル改修、いずれも完了前に特別区が発足した場合には、特別区内に職員を全員配置できない可能性というのは高いと思われれます。ただ、

その場合でも、区長が入る本庁舎には、そのマネジメントに最低限必要な人員配置をするなど、そういう機能は配置するなどはするのかなど。ただ、その他の部署につきましては、先ほど説明しましたが、区をまたがった職員配置になる可能性も高いということで、例えば、現状の福祉などの部門配置を基本に、同じ執務室に区ごとに職員を並べながらやるということも考えられるんじゃないかなと思います。

今の段階では、それぐらいしか、ちょっとよく……。

(浅田会長)

いいですか。

置田委員。

(置田委員)

庁舎改修と、庁舎の話が今お話があったんですけど、システム改修の点、もう一度ちょっと29年4月時点で、どういった状況になっているのかというのを、もう一度ちょっと確認の意味で御説明いただきたいなと思うんですけども。

(浅田会長)

尾植部長。

(総務局尾植IT統括担当部長)

大阪市総務局IT統括担当部長、尾植でございます。

お答えいたします。

資料1-2の先ほどのシステム改修の留意事項の点ですが、第1点目のところに記載させていただいていますように、このスケジュール自体につきましては、これまでの大規模改修の実績を参考に標準的なスケジュールを落としたものでありまして、今、検討対象としては、平成29年4月ではというお話につきましては、「改修期間内に特別区を設置する場合にはシステムの暫定改修による対応もあり得る」と記載してありますように、住民サービスに影響を与えない万全の体制はとるんですが、理想形といたしますか、最終系のシステムにはなっていない暫定改修でとどめて、住民サービスを継続することは可能と考えております。

(浅田会長)

いいですか。

(置田委員)

はい、結構です。

(浅田会長)

では、そのほか。

大橋委員。

(大橋委員)

大橋です。

このスケジュールをぱっと見せてもらって、非常に時間がかかるなというのが第一印象ですね。今、システム改修の関係の説明もあったんですが、以前、システム改修の試算をされたときに、「余りに高額やから再度、検討をお願いします」と言ったら、すぐに2分の1近くになりましたよね。今、システム改修のお話を聞かせていただいたら、住民サービスには支障は来すことはないということであるならば、平成29年4月という我々が目指している設置の日というのは十分可能なスケジュールだというふうに理解をしているんですが、それについて、それぞれ御見解をお聞かせいただきたいと思います。

(浅田会長)

どなたか。

大橋委員。

(大橋委員)

もっと具体的に言いますわ。

例えば、「システム改修は問題ありませんよ」と今おっしゃられた。それで、問題ありませんと言いながら、まだ箱は右側にずっと延びてるわけですね、1年でね。庁舎建設改修にあっても、「いろいろと区をまたぐ人員配置になるかもわかりませんが、住民サービスには支障はございませんよ」と。と言いながらも、ずっと右側に箱が延びてるわけですね。非常にこれ長いなという率直な感じを持ってるんですが、それでありながら、「29年4月には市民サービスに支障は来さない特別枠は設置はできますよ」とおっしゃられてるわけでしょう。そういう理解でいいんですね。

(浅田会長)

尾植部長。

(総務局尾植IT統括担当部長)

先ほど御説明させていただきましたが、この表に記載のとおり、暫定改修というレベルで住民サービスを開始して、この最終改修といいますか、正規の形にはシステム改修として2年半の期間をかけて3年目の終わりぐらいに完成させるという全体スケジュールの中で、ただ、繰り返しになりますが、2年目の終わり、3年目の当初には、住民サービスに支障を来さない手法でシステム改修は可能と考えております。

(浅田会長)

システム以外でお答えいただけませんか。

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

例えば、市民窓口については、基本的に今の区役所を変えずにそのまま残しますので、市民サービスについては支障はないものかなとは考えておりますが。

あと、先ほども言いましたように、仮につくるとしても、あるいは改修するとしても、今おっしゃっている29年4月、仮にであれば間に合わないんですが、その段階で完全な形ではないにしろですね、業務というのは可能ではないかなと、もしくはまだ今後、配置計画とかいろんな検討をしないとはっきりしたことはわかりませんが、そういうふうな感触です。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

率直な感想としまして、改修にしろ新庁舎建設にしろ、時間がかかり過ぎやないですか、そうではないんでしょうか。

(浅田会長)

どなたですか。

高橋部長。

(都市整備局高橋公共建築部長)

大阪市都市整備局公共建築部長の高橋でございます。

新庁舎なり既存庁舎の改修の工期がかなり長いんじゃないかという御質問でございますけども、庁舎の新規建設とか改修工事に要する期間につきましては、まだちょっと全体像が決まっておきませんので、あくまで建物の設計行為という技術的な面から、ちょっと一般的なことでお答えいたします。

まず、庁舎の新規建設につきましては、やはり敷地の立地条件、規模、周辺状況、計画建物の規模、構造、階数、あるいは合築、いろんな施設が入るといような部分によって異なるんですけども、主管局といたしまして、その建物を発注を管理する部局で全て条件が整ってからの期間で申しますと、やはり通常、契約手続期間というのがございまして、基本設計で、その図にございますように1年、実施設計で1年、工事で約2年と、計約4年程度で完成しまして、その後、備品の搬入とか、あるいは建物の整備で利用されるということになります。

また、既存の庁舎やビル改修につきましては、ここにございますように、建物の賃貸借契約、建物の構造設備状況などにより異なってまいります、全ての条件が整ってからの期間で申し上げますと、通常、契約手続期間を含めまして基本設計と実施設計を合わせて15カ月、工事で約8カ月、計約2年程度かかるものと想定されます。

既存の建物を利用しながら改修工事を行うという場合は、工事を進めていく上での準備や調整に時間を要するため、その分、工事期間が長くかかることも考えられます。また、ここにございますように民間ビルを賃借して改修する場合は、やはり建設当初のビルの施

行状況や建設後の維持管理状況により、改修工事の内容が想定以上に膨らみまして、工事期間がさらに長くかかるという可能性があります。

いずれにしましても、この図にございます工程というのは妥当というんですか、この程度どうしてもやはりかかるというものでございます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今、行政的な手続とか、いろんな一般論でおっしゃられてるんだと思うんです。平成29年4月と言ってる時期になりますと、もう特別区の恐らく区長選挙があるでしょうし、公選の区長のもと公選の議会も設置されますでしょうし、もちろんその区長のガバナンスのもとに、もっと早くできるだろうというふうにはお察しいたしておるんですが、でもあまりにもちょっと長過ぎるなというのは否めません。

以上です。

(浅田会長)

いいですか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

大橋委員と同じようなことなんですけども、その庁舎改修、庁舎建設、これは本来、庁舎は一般の市民に迷惑をかけないように、市民がふだんから現在の24の区役所でやっておるような業務、プラス本庁まで、中之島まで行かなければならないようなものは、きっちりと従来の身近な庁舎でやっていただきたいと思います。

基本的には、29年の4月、この予定でいけばですね、新しい制度がスタートするのであるならば、この民間ビルでどうしようが、市の庁舎を改修しようが、新しいのを建てようが、新しい区長と新しい議員で決めるべき問題やと思っております。

この29年4月からそれを、スタートしたときには、またあまりにも、今でもかなり、この建設期間というのが長過ぎて納得がいかないんですけども、皆様方がすべきことはですね、これまでの間に、例えば、その庁舎をつくったこの基本計画というものが、実際、庁舎建設のお墨つきというのでスタートするんじゃなくて、29年4月に新しくスタートする区長さんや議員さんにお示しできる計画をつくるべきやと思っております。

その庁舎の改修とか民間ビルにしても、これも新しい区長さん、あるいは議員さんの考え方で、職員のために使い勝手のいい改修がいいのか、あるいは新しく庁舎をつくと決めるのであるならば、その間は多少不自由でも、現状の形でその空いてるところに机を置いて業務をすればいいということも考えられるので、その辺のことを、例えば「庁舎改修すればどれだけかかりますよ」とか、あるいは「民間ビルを借り上げて今の民間ビルに沿った形で業務ができるように机を並べるだけやったら、そないかかりませんけども、職員の都合のいいようにやろうとしたらこれだけかかりますよ」と、将来的に全部の業務を



1つの庁舎でできるようにするのであれば、あくまでも、この現市有庁舎の改修とか民間での改修は暫定的なものであるとするならば、暫定的なものにこんな金を使う必要があるのかどうかというのは、何遍も言いますが、新しい区長と議員が判断するべきで、皆さん方は、「例えばこうしたらどれぐらいかかりますよ」というような基本的な判断のできるような資料をつくるべきやと思っておりますし、僕は新しい区長さんなり議員さんが、こういうものをつくるかどうか、例えば、平成の大合併のときに、合併特例債とかなんとかいうのにだまされて新しい庁舎をつくって、しんどい目をしているところがいっぱいありますから、だから、市民サービスの部分はちゃんと充実せないかんけども、その他の業務に関しては、特に新しいところに全部入れるのがいいのかどうかというのは、新しい区長、議員さんが判断するべきで、何回も言いますが、皆さん方はその判断材料となる資料というのか、試算も含めてやるべきやと思うんですけども、いかがお考えですか。

(浅田会長)  
井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

おっしゃるとおりです。例えば庁舎建設を行った場合のコストにつきましても、今現在、検討を行っているところでございます。次回の協議会においてお示しできればと考えております。

現時点で大まかな見通しなんですが、例えばつくる場合は、パッケージ案でお示しした民間ビルの賃借改修と比べた場合、起債の発行が可能となるということから、設置当初に改修費用が改修に比べて集中するのではなくて、毎年度、負担が平準化されるなど、そういうこともあるかなと。

また、庁舎建設を行うことによって、民間ビルの年間かかっております賃借料が不要となることもございまして、毎年度のランニングコストが軽減されると。長期間でそのようなことから、長期的に見れば総コストについては民間ビルの賃借改修に比べて、行ったほうが下回るのではないかとこのふうには考えております。

いずれにせよ、次回、試算を行ってお示ししたいなど、おっしゃるように考えております。

(浅田会長)  
新田谷委員。

(新田谷委員)

この民間ビルの改修でも、継続的に将来的にも使うという前提ならいいんですけども、これを見たら、例えば改修が済んだ後、市の庁舎もそこへ移って、その庁舎を空にしてから、また庁舎を改修するというような計画になってますので、その辺の無駄というんか、その辺は十分考慮して考えてもらわないと、このためにこれだけ時間がかかるよということでは、どうも納得がいかないというんですか、もう少し考え方を柔軟に持っていて、例えば何回も言いますが、民間ビルを活用する場合、そのフロアさえ確保したら、

使い勝手のいいように改修するというのは、恒常的にずっと使うのであればともかく、とりあえず新しい、この下の新庁舎に将来的に全部移るんであるならば、非常に無駄で、民間ビルを借り上げて改築したら、出るときまたもとへ戻さなあかんわけでしょう。だから、そういう何ていうんか無駄な部分も感じるんですけども、その辺は承知で書かれてるんですか。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

全部、庁舎をつくるかどうかいうのも、まだ定かでないし、例えばつくった場合はこういふことでお示ししておりますし、庁舎が足りない分については、現在も民間ビルも借りているところもございますし、その辺については、その時点でのキャパがどれだけあって、どういう庁舎を配置していくかということによって変わってくると思います。

おっしゃるように、すぐに庁舎を建てるのに、また改修してというようなことは、あまり考えてないんですが。

(浅田会長)

いいですか。そのほか。

紀田委員。

(紀田委員)

先日、台湾の話聞くチャンスがありまして、数年前に県と市の合併をやったんです。その県と市の合併をやったときに、事務の分配ですとか職員の移行ルールですとか何も決めずにまず合併して、それから走りながら制度を考えていったらしいんです。かなりの大混乱で、とても苦勞されたという話を伺ったんです。その意味で、日本では同じ経験を繰り返さないほうがいいなと感じています。

したがって、特別区の設置の日というのは、特別区としてスタートして、その初日から大混乱が起こらない、特別区として機能する日に、特別区のスタートの日を持ってくるべきだと考えています。それが、この1年目、2年目、3年目、これ7年目までありますけども、そのうちどこが一番いいのかなということを検討していくというのが、私たちが今やるべき仕事なのかなと思うんです。

そこでなんですけども、このシステム改修ですとか、庁舎面積の決定ですとか、これ全ての話というのは、大体、各課配置・業務体制案決定の後に始まっているんですけども、確かにこれが決まらないと何も議論できないなと思うんですけど、これはこの理解で合っていますか。

(浅田会長)

太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

制度調整担当部長、太田です。

今、先生から御指摘いただきましたように、組織・定数の仮決定というのが、左上のほうに書いていますけども、これは所属ごとの定数を仮決定していくということでございますので、一定、各課配置が決まらなると、一応、取り分けの庁舎の関係ですとか、どこにどういうふうに課をおさめていくのかというようなことが決まりませんので、ここが起点になっているというようなことでございます。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

となりますと、その次なんです、3年目以降にスタートすることになっているのが、民間ビル改修と市有庁舎の改修なんですね、各課配置・業務体制案が決定してから、1年半かけないと、ビルの改修ですとか市有庁舎の改修というのは着手できないんでしょうか。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

まちづくり調整担当課長、高橋です。

スケジュールの別紙資料1-2にございますように、先ほど先生がおっしゃられた各課配置・業務体制案がまず決定するんですが、ここではあくまで組織の定数とかの仮決定をしていって、その場合、準備作業チームとか設置をしながら、より具体的に検討していくということもございまして、その検討を待ってスタートするとなると、それこそ遅いということになります、一旦、仮の決定をされたもので、ここのスケジュール表に書いております必要な庁舎面積でありますとか、賃貸ビルの決定というのは並行でやっていながら、組織のほうの動きを見て、その動きで大きな動きがなければ、並行で検討している内容をもとに、民間ビルの改修というものをスタートしていかないと、民間ビルの改修というのは、基本設計とかも、その職員の数ですとか部署ですとかも受け入れる民間ビルの大きさですとか、そういうものをある程度決めた上で、そこをまた中で、じゃあどういう動線とか考えながら会議室をどうするだとか、そういった具体的な設計をしていくものになります。

なので、先ほどから庁舎のほうに時間がかかるということなんですけれども、どうしても、まずそういった条件をしっかりと組織配置の調整と並行で行いながら決定をしていきまして、設計に必要な与条件を確定した上で、ビルの改修または建設のほうにかかっていくと。

どうしてもこれまでの改修の事例ですとか、設計の実績ですとか、そういうものを用いますと、どうしても、ここで挙げております建設でいえば基本設計、実施設計に合わせて2年と、建設工事も2年と、これも建設工事のほうも、例えば大きなものを建てるという

ことになれば、また少し時間がかかるんですが、それは大体これまでの実績というものを  
用いて考えたものでございます。

以上です。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

おおむね理解できました。ただ、この③庁舎改修で、市有庁舎の改修は3年目の第3期  
から基本設計がスタートで、民間ビルの改修であれば、これ第1期から基本設計がスター  
トしているんですけども、この半年の違いというものは、民間と公で何か違いがあるとい  
うことなんでしょうか。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

改修期間につきましては、ここの設定でおきますと、現時点、同じ時間を設定しており  
ます。まず、民間ビルのほうを改修していかないと、そこに移っていくという、まず受け  
皿を改修してから、今、庁舎の区役所庁舎とかも活用しますので、そういった職員も動き  
ます。その動いた後に、またこういった改修工事というのが入ってきますので、そういつ  
た少し移転のスケジュールもイメージしたスケジュール表になっております。

以上でございます。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

そうなりますと、やっぱり先ほど新田谷委員の質問でも薄々感じておったんですけども、  
ここの民間ビル改修というのは、あくまでテンポラリーで入るためだけの施設であるとい  
うことで、恒久的な庁舎として考えて改修するわけではないという理解でよろしいですね。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

ここでは、テンポラリーということも限定はしておりません。適切な民間ビルがござい  
ましたら、それを活用していくということで、そのために必要な期間ということで考えて  
おります。

ちょっと蛇足ということになるかもしれませんが、民間ビルに移行した後、さらに庁舎

建設が必要と、また新たな特別区の判断というのは出てくるのかもしれませんが、今の時点では、民間ビルを改修して利用するというので、できるだけ、先ほど申しました与条件をできるだけ組織の検討と並行しながら行うというときに、スケジュールを立てると、これまでの実績を用いると、このようなスケジュールになります。

以上でございます。

(浅田会長)

加藤部長。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

先ほどの質疑でもございましたけれども、次回いわゆるコスト面での、建設した場合のコスト比較であるとか、庁舎改修した場合の比較というものをお示ししたいと思っています。

その時点で、やはりこれであれば庁舎建設していくべきではないかとか、あるいはある程度継続的に使うような民間改修で乗り切るべきじゃないかとか、そういった御意見を、次回に提示させていただいたときに御議論いただければなというふうに思うんですけれども。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

その点については理解しました。また次回、数字を見た上で、改めて考えたいと思います。

次に、システム改修についてです。留意事項の3番目のところに、平成28年6月末までにシステム改修を終え、平成28年7月から平成29年6月末までに実施される全国一斉の連携テストへの参加が義務づけられているので、この間システムをさわることはネガティブであると書かれているんですけども、これ、ちょうど2年目の第3期から3年目の第2期までの間は、システム改修できない、あるいは、することが困難であるということだと思んですけども、そうすると、このシステム改修委託18カ月の前半12カ月がそのままかぶるんですけど、これはどう理解すればいいのでしょうか。

(浅田会長)

尾植部長。

(総務局尾植IT統括担当部長)

今の御指摘いただきました3点目については、社会保障・税番号制度のいわゆるマイナンバーへの対応なんですけど、これにつきましては、国からスケジュールが示されておりまして、平成28年7月から平成29年6月まで全国一斉の連携テストに、各自治体のシステムは対応しなさいと、連携テストに対して、準備を整えて全国一括のテストに参画しな

さいということです。ということでありまして、そのテストへの参加は決められているわけですが、市なり特別区においてシステムを何らかの改修をすることに対して、それができないとかという規定ではありませんでして、両方の特別区のためのシステムの改修であるものと、マイナンバー制度へのテスト対応と両方を同時並行的に進めないといけないという責務が発生しますので、非常に困難であるという留意点として認識しているということでございます。

(浅田会長)  
紀田委員。

(紀田委員)  
非常に困難だけど、できるということでもいいですか。

(浅田会長)  
尾植部長

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

国のほうもテストの内容でありますとか、詳細なスケジュールについて現状、地方自治体に対してオープンといいますか、明示されておらないという状況もありますし、我々のこの住民サービス系サービスを特別区対応するために具体的にどういう仕様でどういう要件定義で実現していくのかというのを詰めて、両方の成り立つような対応を見つけていけないといけないという段階ですので、今の段階ではですね、困難であるということで御理解いただければ幸いです。

(浅田会長)  
紀田委員。

(紀田委員)  
となりますと、システム改修委託は少し延びるかもしれない困難なものであるという理解をしました。

それ以外の庁舎建設まで含めれば新建設の場合は、これ7年目の第2期までなるんですけども、私自身はですね、特別区として機能するためには住民サービスに影響が出ないという前提であれば庁舎が整っていなくても、システムが少々追いついていなくても、既に大阪市はフルセットでシステムも庁舎も持っているんですから、これをやりくりしながらであれば組織体制が整った段階で実施しても大混乱は生じないのではないかなと思います。

大混乱をしてもいいということであれば1年目あるいは2年目の第1期の特別区スタートもできないことはないと思いますけども、大きな混乱は発生しないという時期であれば2期終了の第4期が終わってるころ、平成29年の4月に特別区を設置するのが良いのではないかなと思います。

以上、意見として述べておきます。

(浅田会長)  
今井委員。

(今井委員)

システム改修の件でちょっと気になることなんですけども、最近の公共的な大規模システム改修を見たときに例えば2011年の11月に大阪証券取引所の経営統合があったと思います。あのときに非常に複雑怪奇な金融市場のもとでシステム改修が行われたと。それが経営合意されて統合されたのが2013年7月16日ということですから2年経っておられないという中で、非常にスピード感を持って業務をやりながら経営統合していったという、この近所ではそういう大規模改修があったということを考えると、だからその視点をちょっと変えてみて、ああいう民間がスムーズにできたということであるわけですから、当然そういったことも参考にされるべきじゃないかと。

こういう行政機関のシステムよりもはるかに金融市場のというのは複雑なわけで、それをなし遂げたという現実があるわけでね、その辺がもうちょっと考え方として甘いんじゃないかなと思うわけなんですけど、どうなんですか。

(浅田会長)  
尾植部長。

(総務局尾植IT統括担当部長)

そうですね、証券取引所であり、銀行のシステムでありですね、経営統合関連で以前から事例として取り組んだものは勉強しております。また、その中でもシステム統合、組織的な統合は実現されておりますが、情報システム統合等部分について社会にある意味、失敗をしてですね、社会に混乱を起こさせた事例も認識しております。

この行政のシステムについては、スケジュール、御指摘いただいておりますように標準的なスケジュールでは挙げておるんですが、先ほども述べさせていただきましたように、短縮といいますか、暫定という、細かく言うと複雑なんで暫定改修という表現にさせていただいておりますが、その部分で実現は短く可能ではあるとは考えておるところです。

ただ、トータルでシステムとしてきれいな形にですね、セキュリティも含めて行政として責任を持てるようなシステムにするにはやはり2、3年、2年半ぐらいはかかるんじゃないかと思っておるというところなんです。

(浅田会長)  
今井委員。

(今井委員)

今の話だったら短縮できるということですから、当然、民間の知恵もかりながらシステム改修を正確に期すべきだというように思います。これ意見としておきます。

(浅田会長)  
置田委員。

(置田委員)

今のシステムの点でちょっと補足ですけれども、先ほどから留意事項のところですね、システム暫定改修による対応が可能だという話があるんですけども、そうすると暫定的に改修するとした場合はどれぐらい日数的には見といたらいいかという点をちょっと確認したいなと思うんですけども。

要は、ですので1年目の第3期からシステム改修が始まるわけですよ。ここで載せられているのは、あくまで大規模改修だと、大規模改修の実績を参考にしたスケジュールだということですけども、それが暫定改修で対応できるという話あったかと思うんですけどもね、そうすると暫定改修を一旦して、住民にできるだけ迷惑がかからないような形だという話だと思うんですけど、その場合って大体どれぐらい期間を見ておいたらいいかという点をちょっと確認したいなと思うんですけども。

(浅田会長)  
栗屋課長。

(総務局栗屋IT適正化担当課長)

暫定改修でございますけれども、暫定改修で市民サービスへの継続と一定の事務処理の手続は賄えると思います。ただ、システムというのはずっと動かし続けてサービスし続けないといけないので、どの情報がいつ出たとか、どんな移動がいつ起こったとか、統計的なことですね、そういうものも捉えたりしますが、そういうところは市民サービスに直結しないので後回しにする。ということで29年4月にいけると考えてございます。

ただ、この外を取り巻く環境のマイナンバーに関しましては、国がスケジュールを決めてございますので、このままだと非常に困難と先ほど表現させていただきましたが、やはり非常に困難で27年4月リリースと29年4月リリースの一番違う点は、この取り巻く環境のマイナンバーのスケジュールがバッティングしてしまったと、しまっているということで、ここをどうしたらいいのかというのはまだ困難という言葉でしか御表現できないと考えてございます。

(浅田会長)  
置田委員いいですか。

(置田委員)

まあ、いいです。

(浅田会長)  
そのほか。



そのほかに質問とか内容確認とか。

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっとこれ、事務局に確認なんですけど、特別区設置の日の表現なんですけどもね、確定の年月日入れるのか、それともこれ住民投票後の必要期間でこれ決めてましたのでね、よくある政令でも何でもそうですけども、何とかの書面の交付から何年後とかいうような形でいいのか、今のちょっと議論聞いていると住民投票成立後、2年後とかいうことでも一応確定年月日にはなると思うんですけども、そこはどうなんですかね。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

そこはちょっと総務省と調整してみないとあれだと思いますけど、一般的には合併とかでは一応、何月何日まで入れるということなんで、住民投票からという形、2年という形でいいんかというのはちょっと今ここで答えるというのがちょっと、ちょっと調整してみないとわからない形です。

(橋下委員)

合併のときは住民投票ないじゃないですか。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

そうです。

(橋下委員)

最後は議会で決めるんですけど、合併は。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

市長、御指摘のように合併の場合は、最終的には議会の議決ですから、今回の場合は当然、住民投票で決めるということになりますので、その違いがあるので、どういう形で表記できるのかというはちょっと総務省と最終的には調整をしないといけないだろうと思います。

そういう意味でちょっと市長が言われるように、住民投票から2年後のいつかとか、あるいは明確に日を設定しなければならないのかというのは確認が必要ですが、通常はただ設置の日と入れてる場合、基本的には日月、年度と日月は入れるというのは通例なことだというふうに我々は理解しているということです。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

今のさまざまな議論を聞きますと、住民投票後から大体2年が必要だということは、もうほぼコンセンサスとれたと思いますし、年月についても参考資料を見て4月から、合併なんかでは設置月ですか、市町村合併で設置月も4月ということになってますし、もともと政治的にも27年4月という号令のもとにずっと動かしてた経緯もあればですね、本来29年4月なんでしょうけれども、4月1日なんでしょうけども、表現の仕方として住民投票後2年後の4月1日という表記が可能なのかどうなのか、一度確認はしてもらいたいなと思うんですけどね。

ただ、基本的には、ちょっと前回僕が問題提起した29年4月1日ですか、それが基本ラインだと思うんですけども、住民投票成立後にしたほうがよりはっきりするのかなというふうに思うんですが。

(浅田会長)

そしたら、それすぐに照会は可能ですか。

(山口大阪府市大都市局長)

速やかに照会をさせてもらいたいと思います。

(浅田会長)

お願いします。

(橋下委員)

基本は29年4月1日となるんですか。

(浅田会長)

この後、決めさせていただきます。

ほかに、御質問等ございませんでしょうか。

橋下委員。

(橋下委員)

意見、何か質問じゃないんですけど、庁舎についてはいろいろ御意見ありましたけども、あまり問題にならないのかなという思いがありまして。というのは当たり前の話なんですけども、今の大阪市政は今の市庁舎と区役所の庁舎でATCとかも活用して、大阪市政やっているわけですから、結局、見方によってはATCに入ってる経済戦略局というのは、旭区から東淀川区から城東区の経済戦略局所管の業務を全部ATCでやってますし、大阪市の本庁舎にもですね、局が入ってますけどこれも24区の行政を本庁舎の中でやってい

るといふことは、各特別区、今度、将来特別区になる職員がみんな合同で今もやっていると言えはやっているようなもんですから、あまり庁舎のところというのを何かすごい時間がかかるから、本当に特別区これ2年目のところ、4月1日できるのかどうなのかといふことは、あまり心配要らないのかなと。

もう一つは、庁舎については、やっぱりこれ協定書の効力の問題で、これ設置日以降の庁舎改修の話とか、基本設計の話は特別区の区長と区議会がまたいろいろ言うてくることで、協定書の効力の設置日以前に存在するいろんな事象については、そこで定めたことが拘束力持つんでしょうけど、多分、もちろんこちらで計画は立ててある程度、しっかり計画は立てるんでしょうけども、それは特別区長や特別区議会であたいろいろな議論もあり、修正もかかるような話なので、ある意味きちっと対応できますよといふ参考的なものなのかなといふ思ひがあるんですけどもね。

(浅田会長)

それでは、参考人の坂井参考人。

(坂井参考人)

例えば、システム改修として12カ月要るといふのが基本方針、移行計画、仕様書の作成となっているじゃないですか。これ誰が、職員がするんですか、それとも職員から委託を受けた業者がやるんですか、作成は。

(浅田会長)

尾植部長。

(総務局尾植IT統括担当部長)

ここに書いてありますのは、基本的な職員の業務です。ただ、設計仕様書作成のためのコンサル発注業務委託とかですね、必要な部分については行うことも考えております。

(浅田会長)

坂井参考人。

(坂井参考人)

となれば、例えばですけど、市長にね、ちょっとお願いしときたいなと思うんですけども、急ぐとしたらここへ例えば嘱託職員とかですね、外部のこういう長けた人材を入れればね、こんな12カ月もかからないと思うんですよ。

(橋下委員)

システム改修のところです。

(坂井参考人)

特に、システム改修委託が何で、こんな18カ月もかかるのかなといふのがよくわから

ないんですけども、よくわからないというのは素人だからわからないという意味もあるかも知れませんが、いろんな専門的な知識を持っての人に聞いてもですね、どうしてこんなにかかるんでしょうかということをおっしゃるんです。したがって、その前のその仕様書までの作成ですね、ここがきちりできておればね、後のシステム改修というのはそんなに難しくないと聞いてますので、その辺のとももう一遍検討してもらえませんか。

(浅田会長)

尾植部長。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

御指摘いただきましたシステム改修の 18カ月の部分でございますが、これにつきましてはシステムの純粋なソフトウェアにかかわる業務委託です。いわゆる I T システムインテグレーターに発注するものです。

業務の中身であるとか、処理フロー、要件定義等につきまして、職員と協議を進めながら成果物になるように協議を進めて、実態としては委託先が業務を進めるもの、成果物としてプログラム開発等行うものでありまして、この 18カ月についての期間でございますが、過去の事例、我々が発注してシステムの再構築等多々やっておりますので、その中でかなり大規模な住民サービス系の大規模なレベルのシステムとしてはこの程度かかっているというのが実態ではございます。

(浅田会長)

いいですか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

今の 18カ月かかるということですけども、今回、大阪市でやっていることを 5つの区に分割するというのもこの中に入っていると思うんですけども、そうでなくて、ここに書いておられるように社会保障とか、税番号制度のシステムも変えなければならないわけですよ、このまま大阪市が大阪市であったとしてもですね。その場合でも例えば全国的にですね、今おっしゃるようなことがあればですね、国の定めた社会保障、税番号制度のシステムを変えるだけでも通常 18カ月はかかるというふうに理解していいですか。

(浅田会長)

栗屋課長。

(総務局栗屋 I T 適正化担当課長)

マイナンバー制度に関しましては、システムの問題でもあるんですけども、制度と制度のぶつかり合いの問題でして、この新たな大都市制度に関しては特別参与の方々の意見もいただきまして、スケジュール的には 2年半かかるでしょう、ただし、暫定改修を入れれば特別区ができるまで、それがサービスが途切れないようにできるでしょうとい

うことは承って、そのとおりできるというふうにこの資料でも書かせていただいておりますが、マイナンバーに関しましては、もう来年度の27年の10月に番号が振り出され、28年の1月には使われだします。

ということは大阪市の間にそれが始まって、全国的に大々的に情報交換が自治体間でなされるのが29年の7月です。ですので、大阪市でつくってテストをしたシステムがいきなり新しい町で使われるというような今スケジュールになってございます。それを先ほどちょっと困難という言葉で表現させていただいた内容です。

ですので、システム改修できるかできないかよりも、ちょっと違う意味での矛盾がここであると御理解いただければと思います。

(浅田会長)

いいですか。紀田さん、手挙げました、いいですか。

紀田委員。

(紀田委員)

私、特許庁に勤務しておるときに、次世代基幹システムの開発ということで、巨額の予算をかけてスタートしたプロジェクトを目の前で見えておりました。1年遅れ、2年遅れ、3年遅れ、遅れを取り戻すために新規の人間を大量に導入したら、その人間の教育コストでさらに遅れてですね、どんどんどんどん赤字が膨らみ上がって結局開発自体をもう断念ということになってしまったのを覚えてます。デスマーチプロジェクトなので、あの課には絶対異動すると地獄を見ると言われてたのを今でも覚えております。

システム開発はものすごく難しいというのをそのとき目の前で幾人もの人が倒れていくのを見て実感した次第です。今回もマイナンバーで困難なことが予想されているということですので、やっぱりちょっとシステム改修には大きくこだわるべきではないのかなという思いも強くしております。大切なのは、特別区が特別区として機能することだと思うわけです。特別区長が選ばれ、特別区議会議員が選ばれ、住民の意向を特別区政に反映することができれば、特別区として機能はするわけです。そのどこのタイミングなのかということは今、議論しているわけなんですけれども、私は先ほど申し上げましたとおり、職員体制が整った段階、組織として職員がしっかり整った段階、3年目の第1期のスタートであれば十分足りると思いますので、システム改修について、少々延びようが、これはもう仕方がないことなんです。ないものねだりだと思うわけですが、無理やり縮めるのは。ですので、一旦ここは議論を分離すべきではないのかなと思います。

以上、意見です。

(浅田会長)

そのほか。

吉村参考人。

(吉村参考人)

29年4月に特別区が設置されて、その後にビル改修であったり、新庁舎が建設される

場合があるということの対応として、特別区をまたぐこともあるというふうに先ほど御回答あったと思います。それから市長からも、本市の庁舎ですね。それからATCもあるという話だったんですけど、確かに大阪市というこの全体の枠で見ればそうなんですけど、今の大阪市と決定的に違うのは、やっぱりこれは新たな自治体として誕生するということなので、法人格も全く別のものがそれぞれ5つできるという中で、この特別区をまたぐと、臨時的にはもうその新しいものができるまでまたぐということであれば、それについて課題があるのか、ないのか、課題があるとすればそれをクリアできるのかということろは、ちょっと検討しておく必要があるのかなということ、ちょっと意見として述べておきたいと思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

そのほか。

置田委員。

(置田委員)

すごい基本的なところでちょっと確認なんですけども、庁舎改修の民間ビルを賃貸する場合の民間ビル改修というのが、3年目の1期から始まっている形になっているんですけども、非常にちょっと基本的なところなんですけれども、民間ビルを庁舎として使う場合に、必ずしもそれは改修って、別に要らない場合もあるんじゃないかなと思うんですけどもね。私の地元でも、例えば、あべのルシアスだとか、あべのメディックスとかというところに、大阪市の部局が入ってたりするんですけども、そういったビルというのは、そのまま別に改修なしで、そのまま使えるということも当然あると思うんですけど、このグラフを見ていると、何かこう、民間ビルは全て改修することが前提で、しかも基本設計、実施設計、改修工事は丸2年もかかっているというふうな、2年かかっただけでないと何か使えないようなふうにも見えるんですけども、その辺ちょっと、非常に基本的なところなんですけど、そのまま使える場合も当然あるんじゃないかと思うんですけども、その点、いかがですか。

(浅田会長)

高橋部長。

(都市整備局高橋公共建築部長)

大阪市都市整備局公共建築部長の高橋でございます。

お答えします。

民間のビルの改修ですので、すぐにできる、使えるんじゃないかというお尋ねでございます。これは、いい物件がもちろんございましたら、恐らく早くできるものもあろうかと思っておりますけれども、ちょっと私どもとしましては、今の時点でどんなビルが借りられるのかというのがまだはっきりしていないということもありますので、これにつきましては、実はこの期間といいますのは、ちょうど平成23年度にATCのITM棟に大阪市の部局

が移転したときのケースの基本設計9カ月、実施設計6カ月、改修工事8カ月ということで設定させていただいております。庁舎として使いますので、どういうんですか、なかなかビルを借りてすぐに利用する。例えば先ほどございましたようにシステムの問題、きちっとやっついていかないとはいけませんし、やはり市民が来られる、いろんな機能によって、そう簡単にはできない。やはりきちっと基本設計をして、実施設計もして、やる必要があるんじゃないかなというふうには思います。

またビルでも、先ほど私、お答えしましたけれども、ビルのやはり施工状況とか維持管理によっては、非常に粗悪なビルもございます。また最近、耐震改修工事もしないとなかなか使えないというようなビルもございますので、どういったらいいんですかね、これは、この期間というのは、先ほど言いましたようにATCのITM棟に市の部局が移転したときのことをモデルとして設定をさせていただいているものでございます。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

民間ビルをそのままずっと本庁舎として使うというような前提であればおっしゃるとおりだなと思うんですけども、新たに庁舎を建てる特別区も当然出てくるわけで、その期間までの暫定的な、しかも足りない部分に限って民間のビルを賃貸してスペースを補うということであれば、そこまでフル装備と言いますか、もうきっちりとした役所体制が整うような形でのその改修というのがどこまで必要なのかなというのは、ちょっと疑問に思った次第で、私の周りを見ていても、阿倍野区、結構いい民間テナントがあるような気が非常にしているので、その辺、ちょっと意見として指摘しておきたいというふうには思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

庁舎の話については、先ほど市長の話にもありましたけれども、今現在、大阪市のサービスというのは、今の大阪市役所の庁舎と、それ以外、民ビルで現在サービスが、市民の皆さんにしっかり提供されているわけですから、これは庁舎が民間ビルが建設、借りれる、借りれないというのは、あまり設置の日としては気にする必要というのはあまりないのかなと、こう思うんですけど、さっきの話で、やっぱりシステムというのは直接住民の台帳とか、そういうものに関係してくる部分があると思うのでね。

これちょっと聞きたいんですけど、先ほどの話であった国のマイナンバー制度で、28年6月までにシステムの改修を終えるというのが国からの提示するスケジュールということは、これ現状大阪市では、いつからその改修を終えるためのシステム改修のスタートはいつからやるんですか。

(浅田会長)  
栗屋課長。

(総務局栗屋 I T 適正化担当課長)

この改修ですけれども、システムによっても違いますが、今年度から設計に入るものもございますし、来年度から設計に入って改修という形もございます。いずれにしましても、28年の6月までにマイナンバー対応を終えてテストに参画しろということですので、その後ろからさかのぼって、大きなものはもう既に設計の検討に入っております。

(浅田会長)  
松井委員。

(松井委員)

じゃあ、28年6月までには、もうそれは、マイナンバーについてのシステム改修は終わっているということなんですね。ここに書いてるように。

(浅田会長)  
栗屋課長。

(総務局栗屋 I T 適正化担当課長)

改修を終えて国のテストに参加しなさいということで、そこから1年、28年7月からの1年間、国がつくれますマイナンバーのネットワークがございまして、それに全自治体、全業務が乗ってテストをしてくださいというふうに、今、示されておまして、そのテストに乗るために28年6月までに改修せよということで、そこに間に合わせるスケジュールになっております。ですので、そこでテストしたものは、大阪市のテストになってしまうということなんです。

以上です。

(浅田会長)  
松井委員。

(松井委員)

それ、大阪市のテストなんですけれども、要はそのシステムを今度、各区にそのハードを分けていくということが困難だということなんですか。

(浅田会長)  
栗屋課長。

(総務局栗屋 I T 適正化担当課長)

いえ、ハードウェアは特別参与の御意見もいただきまして、1つの今のシステムを改修



して、新しい特別区に適用しなさいということですので、それはそういう考え方でございますが、データのほうが、大阪市の市民のデータを、今度特別区の区民のデータに変えてということをごの段階でテストに表現したらいいのかとか、ネットワークに接続するときには、テスト段階では大阪で接続ですが、本番は特別区なのか、5つの特別区ですね。というあたりの整理が、国のスケジュールに乗っておりますので、バッティングしていますので、こちら側で今の段階ではどうできるのかということがわからない、困難ということでございます。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

でもそれは、マイナンバーで国民一人一人に番号がついていくわけですよ。それを基本として、行政のさまざまなサービスを受けられると。それは、大阪市の今の市民であっても、特別区の住民に変わってもナンバーは変わらないでしょう。

(浅田会長)

栗屋課長。

(総務局栗屋IT適正化担当課長)

ナンバーは変わりません。ただ、データ連携をするのは自治体単位でネットワークに参画して、国のネットワークに参画してデータを交換しようということになっておりますので、そこが困難です。

それと、番号自体は来年の27年ですね。ちょっと正確を期します。番号自体は、付番は27年10月に始まっており、28年1月から個人番号は利用されていますので、大阪として利用が始まるのは、28年1月から住民票に必要であれば、そのマイナンバーは出るのですが、そういう使われ方をしながらテストに入っていく、途中で自治体が変わるということをごのふうにごのやたらいいかというのがまだわからないという、申しわけないですけども、今のところ困難と申し上げてございます。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

結局、ナンバーはもう住民一人一人に割り振られるわけなんで、そのナンバーをもとに住民サービスを受ける側はそれでサービスは受けることができるわけですよ。だからあとは、要は大阪でその国のテストに参加するか、特別区で参加するか、そこだけの話やと僕は思うんですけど、それはどうなんですか。

(浅田会長)

栗屋課長。

(総務局栗屋 I T 適正化担当課長)

そこなんですけれども、住民サービスはできるということと、ここ、システムが正しく動くということが、ここは表裏一体になってございまして、システムが正しく動かないと住民サービスがここは正しくできない、暫定措置とは違うところでして、暫定措置では町の制度のことで、そこは暫定的に大阪市、旧の大阪から新しい特別区の大阪へは暫定措置でサービスは継続できますけれども、このマイナンバーに関しては、このマイナンバーへの接続がどういう形で接続されるかによって、市民サービスがちゃんとできるかどうかが決まってしまうので、ナンバーは変わらないんですけれども、システムが正しく動かないと市民サービスが継続できないということでございます。

(浅田会長)

昔とったきねづかですけど、パーティション、ハード系で言うたら、どういうハードを使っておられるのか知りませんが、パーティション、いつその区にパーティションつけて、それミラーリングしたら、ごく簡単にできると私は思うんですけど、何でそんな複雑に考えておられるのか、わからない部分があります。

栗屋課長。

(総務局栗屋 I T 適正化担当課長)

その部分なんですけれども、国のほうで接続する仕掛けなんですけど、そこは国のほうで決まっております。その中に中間サーバーというサーバーがございまして、そこに大阪市のデータを置きます。この中間サーバーというのは、国が西日本と東日本の2つの場所、我々であれば西日本に置かれている国の機械部の中に中間サーバーというものを仮想的につくります。そこで、大阪市として参画するのか、特別区5つとして参画するのかというのは、その遠くに離れた国の、西日本センターの中の機械での話になりますので、そこがどういう事情になっているかということが、クラウドであるために、ちょっと自由にどうしたらいいかというのがわからないという点に問題があるのかと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと議論が錯綜してきたところもあるので、今決めなければいけないのは特別区の設置日で、これは紀田委員が言われるように、混乱しないところはどこかと思えば、この表を見る限りは、2年目と3年目の切れ目の部分で、今、質問からすると、組織体制のこの行政が出してきたスケジュールについては、大体僕らも感覚的にまあまあこういうものなんだろうということで理解をしていると思うんです。そうすると、2年目から3年目のところにもし仮に線を引いたとして、1つは庁舎改修とか民ビル改修のところは右に飛び

出してしまっている、でもこれは、ここを短くしようとか何とかって幾ら議論しても、ここは特別区長とか特別区議会議員のほうでいろいろやってもらうところでもありますし、吉村委員が言ったように、確かに今の体制は大阪市役所体制、1つでやってるので、ATCから全部経済戦略局の事業をやってもいいですけども、特別区ができればきちっとやっぱり分散しなきゃいけないと。であれば、庁舎がきちんと整備されるまでの間、どう対応するのかということの対応策は考えるにしても、この2年目、3年目のラインから庁舎の部分が右にどんだけ伸びてようと、これが長くなってようが、短くなってようが、あんまり大した問題ではないと。問題はこのシステム改修のところがちょうど2年目と3年目の間、ラインを引くとシステム改修がまたがってしまう。ここは今、議論がいろいろあったところなんですけど、ただ、これITの担当のほうも、さっきの、僕もこれ確認してるんですけど、外部の有識者と確認すれば、暫定的なやり方であればこの特別区を5つに分けて、基本的な住民サービスができるというところは確認できているというところは、ここは間違いありませんよ。

暫定的が確定的に移るときのその差とかレベルというものは、これからいろいろ調整はしなきゃいけないでしょうけれども、とにかく2年目、3年目のラインでここで引いたときに、ここまでの間に暫定的な措置としてきちっとシステムは、特別区5つ、これは稼働していくというところは大丈夫なんですかね、これは。

(浅田会長)

最初のほうでもうお答えいただけてますが、もう一度そしたら。

尾植部長。

(総務局尾植IT統括担当部長)

繰り返させていただきますが、市長の御指摘のとおりですね、29年4月、2年目の周期ですか、それだけの時期に暫定改修対応であれば特別区の形態で住民サービスは実現できるという確認はとれております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そうしましたら、このシステム改修の2年目、3年目のところでライン引いて、右側の部分については暫定が確定に移る話だったりとか、その期間どうするかという話なので、特別区設置の日をどうするかという議論においては、この2年目、3年目の間のちょうどこのラインのところで線を引いて、残り右側に出てる部分についてはシステムのところも大丈夫だし、庁舎のところもそんなにここで特別区設置の日を議論している中で、この期間が長いだ、短いだということをあまり詰めて議論してもしょうがないということで、2年目、3年目のこのライン、すなわち2年後の4月1日、ただ表現の仕方としては、場合によっては住民投票後、2年後という表現の仕方があるのかどうか、確認してもらうにせよ、ここで確定すべきは29年の4月1日でもう十分なんじゃないのかなというふうに

思っています。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今のちょっと市長の話にあれなんですけど、29年4月になると、僕が一番心配してるのは、さっきのいろいろ事務方からの話で、このマイナンバー制度に乗れなく、特別区になったら乗れなくなる可能性があるというところだけは、それはありませんというので打ち消しとかんと、このマイナンバー、番号振られた、来年の秋に一人一人番号決まるよね。その後、29年4月に特別区に移行したときに、このマイナンバー制度にしっかりシステムとして乗れるのかどうなのか、住民一人一人がそれを利用できるのかどうかだけは答えてもらいたいね。暫定的にシステム改修して、それでできるのならそれでいいんですけど。さっきのちょっと事務方からの話では、そこが難しいみたいに聞こえてしょうがない。

(浅田会長)

テストへの参加が義務づけられるということでしょうか。

栗屋課長。

(総務局栗屋IT適正化担当課長)

非常にお答えしにくいんですけど、そのとおりでございまして、このマイナンバーの話がなければ、29年4月、できますと、暫定対応して、あときちんとシステムを整えることでできますと。ただ、マイナンバーのほうは、今の時点ではこの国が示しているスケジュールそのまま飲んで進めるということは、不可能に近い困難だと、今の時点では考えてございます。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

それは大阪市だけの話なんですか。他の地方自治体もみんなあるんですけど、そこはこの国のスケジュールに間に合うけれども、大阪市が特別区になることだけでその部分が間に合わない、こういうことですか。

(浅田会長)

栗屋課長。

(総務局栗屋IT適正化担当課長)

国の示すスケジュール、現時点で示されているスケジュールに乗れということになりますので、これは日本全国の自治体が同じように乗ることになります。

このスケジュールの問題でして、その時点で大阪市ですが、でき上がった時点で特別区という、テストの環境とか、どのように参画したら新しい町で安定的に住民サービスができる手段が今のところ見つからない。それは町、ほかにも合併する町とかあれば同じような悩みを持つんだろうと思うんですけども、申し訳ございません。そこら辺は勉強不足でして、大阪のことだけしか今はわかっていないので、そういう意味では大阪が主たるポイントになる課題だと思っています。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

これちょっと、そのシステムのテクニカルな話やと思うんです。これは、1回ちょっと専門家にも1回聞きたいなと思いますね、僕は。

要は、どうも事務方の説明を、僕自身がちょっとストンとこないんですけども、大阪市やったら間に合うけど、特別区やったらそれが使えないというのは、これテクニカルな話として、どういう障害になるのか、ちょっとそれは専門家にちょっと聞かんとわからんなど、こう思うんですけどね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

全体のシステムが今、大阪市一本化のシステムを5つに割り始める作業は、このスケジュール表でいくといつからやり始めるんですか。

(浅田会長)

尾植 I T 統括担当部長。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

5つに割り始める作業につきましては、各課配置、業務体制決定の後、速やかにと考えております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そうですね。

そこからマイナンバー制度については、そこの割っていく作業の中で暫定的に、その何て言うんですか、割っていく作業の中でそこが一時期暫定的に使えなくなるということなのか、それとももうこの各課配置、業務体制の、この時点から使いにくくなるということ

なんですか。その一定の期間だけちょっとずれて、改修して整備する間のところが困難になるというだけなのか、もう全体的にこの各課配置、業務体制以降、使うことが困難になるということなんですか。

(浅田会長)

尾植 I T 統括担当部長。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

特別区対応のシステム改修とともに、この留意事項にありますように、平成 28 年 6 月までに、マイナンバー対応というのはソフトウェア上行わないといけませんので、どうしても今の御議論のスケジュール感でいきますと、並行して実施せざるを得ないと考えています。大阪市としてのシステム改修については、パラレル、並行してやらないといけないだろうと思っています。

ただ、先ほど担当課長のほうから述べていましたように、7 月から 6 月まで国との関係のシステムの連携テスト等が入ってくるわけですが、例えばこの時点では、テストの初期には、大阪市としての地方自治体が国との関係においてテストをしないとけないというのが、単純な考え方かと思います。

(橋下委員)

設置日まではですね。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

はい。設置日以降に平成 29 年 7 月から、国との連携テストが終わって運用が開始されるわけですが、その時点では、今の想定される、御議論されている経過のスケジュールとしましては特別区になっていると。ということは、特別区として全国、国とのやりとりができていないと、この時点ではシステムとして完了できてないという、初めと終わりの時期の地方自治体の形が違いますので、総務省、国、具体的には総務省ですが、それを地方自治体の状況を御理解いただいて、テストの段階におきましても特別区前提のテストとか、ちょっとこの辺は整理、考え方が整理しておらないんですが、配慮をいただかないとスムーズな、マイナンバー制度を大阪の特別区で実施していくのに懸念があると、困難が予想されるということで理解すればいいと。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そしたら、この特別区設置日の前に、大阪市としてではなくて、特別区としてもう作業に入ってやっていけば、ここは円滑になるという話ですよ。

(浅田会長)

尾植 I T 統括担当部長。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

御指摘いただきましたように、そのような配慮を国のレベルでしていただければ、1つの考え方としてかなりスムーズではないかと考えております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは住民投票が成立して、もう特別区設置が決まっている以上は、これは準備期間として2年置いているだけですから、これは総務省のほうも、もう住民投票決まってやる以上、このシステムのところでまさかこれ、設置までの間は大阪市という立場でやれやれなんていうのは、それはまたおかしな役所の論理なんでね。そこは、だから設置日まで大阪市としてやらなければいけないというのは、証明書発行だったりとか何とかというのは、これは大阪市としてやらなきゃいけないんでしょうけれども、対外的にね。

でも、内部的なこの作業の問題で、設置日が決まって、もう特別区が設置されるのに、それ以前の段階のいろんなやりとりが大阪市の立場でやれというのはおかしな話で、これはちょっとそんな無理難題は総務省は言わないと思うんですけどね。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

御指摘いただいている部分、当然そうですし、少なくとも住民投票後にこの認める行為を行うのも総務省ですので、当然同じ省庁ということですけど、ちょっと今日御指摘いただいた課題については、少し総務省のほうに確認をして、どういう対応が可能なのか、少しちょっと関係部局と一緒に確認をしたいというふうに思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

現行、今、マイナンバー制度を導入するに当たっては、大阪市という枠組みで総務省からいろんな指示がきているけれども、要は我々のスケジュールでいくと、平成27年、4月、5月に住民投票で答えが出た後で、総務省が納得すれば、技術的にマイナンバー制度を導入して、住民の行政サービスに影響を出ないようにする期間としては、2年あったら十分だと、これはそういうとらえ方でいいでしょうかね。

(浅田会長)

尾植 I T 統括担当部長。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

政治的と言いますか、行政上の手続として整理されれば、システムとして、また技術的には解決できる手段は十分あると考えています。

(松井委員)

わかりました。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

暫定対応であれば、やっぱりこれ2年目までにマイナンバーも含めてできるということは、今明らかになりましたので、これはもう阻害要因は一切ないと思うんです。やっぱり特別区設置の日は、今の議論を踏まえると第4期の終わり、第1期の初めの間の日にすべきだと思います。

(浅田会長)

ほかに。いいですか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

今のお話を聞いていたんですけど、そのマイナンバーは大阪市の状態で、今、橋下市長が言われるような形になればいいんですけども、現状のままでも、例えばその29年の4月1日に泉佐野市から貝塚市へ転居した人がおれば、泉佐野で持ってたナンバーを貝塚に渡すわけでしょう。だからそれを考えれば、29年4月に5つの新しい基礎自治体ができるんですからね。大阪市民260何万人が全部、それぞれの5つのところに転居するという方法であれば、問題なくその現状でもできるんじゃないかなと思うんですけども。だから、それを前提に、大阪市民が総務省がうんと言おうが言うまいが、そういう番号を打つときに、もう1つエキストラの枝番でも、1から5まで打っておけばスムーズにできるんじゃないかと思うんですけども。

(浅田会長)

そのほか。いいですか。

尾植部長。

(総務局尾植 I T 統括担当部長)

マイナンバー制度に関しますシステム間の国との間を含めましたシステム連携なんです



が、その仕様につきましては、国からの規定と言いますか、指示された中身で全国統一的に実施されるものですから、大阪市のみ特別な仕様を加味して、何らかの事情を解決できるのかというのが不明確、できるともできないとも言えない段階でもありますので、何らか、国との関係の整理は必要ではないかと思っております。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

それ、国とのルールの中なので、行政的にはもういかんともしがたいという、国とのルールがありますから、そのルールはちょっと僕らが責任持ってやりますので、ちゃんとこの設置日までの間に、もう特別区仕様できちっと国とやりとりできるような形に環境整備しますから、それを前提に準備をきちっとやってもらいたいと思いますので。これは住民投票をやれば、もうそれは特別区設置は決まるわけですから、ちょっとそこはきちっと、こちらのほうでルールの整備はします。

(浅田会長)  
そのほか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、もう議論も出尽くしたと思います。

特別区設置の日に関する方針を決めたいと思います。

特別区設置の日につきましては、これは先ほどありましたように、照会していただくという前提がありますが、住民投票から2年後、春までに住民投票という前提のもとに、29年4月ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今申し上げた方針で協定書案づくりを進めるということでお願いいたします。ただし、確認のほう、表記の確認のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次に特別区の名称につきまして、協議したいと思います。

特別区の名称につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

加藤部長。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

それでは、特別区の名称案につきまして御説明をさせていただきます。

資料1の8ページをごらんください。

特別区の名称案についてでございますけれども、まず基本方針でございますけれども、特別区の名称案につきましては、1つ目としまして、特別区は現行政区の区域を超えて形成されるものであることから、より包括的なものとする事。

2つ目としまして、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力シンプルなものにすること。

これを基本方針としました上で、その下にございます他都市分析を行っております。東京都特別区・政令指定都市行政区の名称の由来を表のとおり分析をいたしております。これを踏まえまして検討いたしました結果、下にございます名称案の考え方でございますが、区域を包括し、シンプルでわかりやすく、他都市でも多く使用されております方角・位置によることとし、名称案といたしましては、東、西、南、北、中央ということとしております。

次のページ、9ページ左側の地図には、前回協議会で御議論いただいたことを踏まえまして、AからEの5つの区についてお示ししております。その右側、中ほどに対応する名称案、Aから順に北、西、東、南、中央ということでお示しをしているところです。その右側の表は参考でございます、現在の大阪市の各区名の由来をお示ししております。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

町名の考え方についてと記しておりますけれども、基本方針にございますように、現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえまして、長年使用されてきたものということで、住民にとって愛着がありますことから、その取り扱いには十分に配慮することとしまして、歴史、文化性、住民の皆さんの愛着を一定のルールに基づいて町名に反映する案としてお示ししております。

その下に、取り扱いルールの案ということでお示ししておりますが、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入することを原則といたします。

ただし、例外を設けておまして、1つ目としては、現在の北、中央、西区につきましては、町名の前に北、西、中央といった方角・位置を追加することになります。例にもございますように、旧の行政区名というよりは方角・位置という意味合いに変わってまいりますので、旧町名を引き継ぐという観点から、町名の前に行政区名は挿入しないということとしております。

2つ目といたしまして、行政区の名前と同じ町名、あるいは文字といったものが連続する場合には、現在の区名を挿入しないということとしております。

この取り扱いに沿いました各特別区の町名の候補につきまして、次の11ページから20ページにかけてリストとしてお示ししております。ちなみにここでは、1丁目、2丁目などの表記は省略させていただいております。

22ページ以降に、参考資料ということで、自治体名称の定め方がありますとか、東京都特別区・政令指定都市の区の名称の由来を添付いたしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上でございます。

(浅田会長)

ただいま、特別区の名称につきまして、加藤部長のほうから御説明いただきました。

ただいまの説明を受けて、質疑、委員間協議をいただければと思います。

三田委員。

(三田委員)

ただいま、行政案でパッケージ案で、B区として区の名称を今、西区とされていますけれども、私は西区という名前じゃなくて、湾岸区、ちょっと一部の新聞でも報道されていましたがけれども、そのような名前のほうがいいのではないかなと思います。

まず、新北區には、今の現行政区として北区が含まれていますし、また新中央区には同じように中央区、今の現行政区が含まれています。しかし、今回の新西区には、実は現在の行政区としての西区が含まれていません。ということは、現西区が含まれていないということになりますと、B区を新西区とすれば、現行政区の西区の住民やまた関係者、それから新西区の住民や関係者にどっちになるねんというような、この誤解みたいなのが出てくるのではないかなというような感じがいたします。

また、福島区のほうが今、新北區のほうに入りましたし、住之江区の南港エリアを除く部分はこの新南区のほうに入っていますので、このB区というのは、さらにこの湾岸エリアとしての、ここにも先ほど言われましたけれども、地勢などに由来するというならば、地理的特性が生じているのではないかなと思います。このB区というのは他の4区とは異なりまして、湾岸エリアとしての地理的特性を生かして、これからやはりまた災害に強いまちづくり、またベイエリア地域に、風薫る緑豊かな新しい住空間の創出、USJ、海遊館、また統合型リゾートの誘致、またもう1つには、広大な今まだ土地が余っている部分です。いろいろな可能性がある場所なので、世界から人が集まる、魅力あふれる、活気あふれるまちづくり、こういうものを目指そうということで、けさもみんなで会議をしてみました。その辺のこの未来像を期待を込めた特別な名前にしていただければなと思います。

以上の理由から、B区については西区というのではなく、湾岸区としていただければなと考えております。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございました。

大変申しわけありません。先ほど特別区設置の日に関しまして御議論いただくために、関係部局の方々、御出席いただいておりますが、その設置の日にかかわっての質疑が終わっておりますので、関係者の方々には御退席いただいて結構です。

(関係者退席)

(浅田会長)

三田委員、ありがとうございました。

今、三田委員のほうから、B区を西区ではなしに湾岸区としたいという御提案がありました。事務局からの提案とこの点だけが違っております。この点を中心に御協議いただき

たいと思いますが、御意見等おありの方、挙手して御発言をお願いいたします。

大橋委員。

(大橋委員)

まさに三田委員の発言のそのとおりだというふうに思います。新しい大都市における新しい自治体の形を目指して、今回特別区ということで設置されます。シンボリックなものとして、やはり特別区の住民、あるいはその特別区みずからが、みずからの名前が決められるんだよというようなメッセージ性もこれから発していかなければならないと思っているときに、東西南北中というもの以外に、その地政学的、あるいはその思いを込めた新しい区名になるということについて、私は支持したいというふうに思います。

(浅田会長)

ほか。

松井委員。

(松井委員)

まさに、その新しい地名を自分たちで考えて、未来の可能性というそのベイエリアという形、ベイエリアを漢字にして湾岸区という話だと思うんですけど、僕は、いやこれはもう委員会で、この協議会で多数の中で決定されたらいいと思うんですけど、そこは特別区になってみんなで決めるのかなという意識もあって、それまでは方位をもとの区の名称で今の住民の皆さんに理解されやすいのかなと、そういうふうにならざるを得ないのは思っています。意見です。

(浅田会長)

三田委員。

(三田委員)

確かに今、知事がおっしゃられた考え方もそうなのですが、やはり私たち、海側に住んでいますからね。西という漢字と海というのは連想できないんですよね。やはりこれ、子どもと同じように、名前をつけたらやはりそれで進んでしまうと思うんです。途中で変えてもいいやというのものもあるのかもしれませんが、やはり最初のスタートの部分というのが、どちらかという私たち海側に住んでる人間としては、やっぱり海に対する愛着もありますしね。またこれが世界に開かれた区になるんだということを、夢を持って、希望を持っていきたいと私は思っています。

(浅田会長)

はい、そのほか。

坂井参考人。

(坂井参考人)

資料で町名候補って上がってるのは、これはこのままでいくということなんですか。

(浅田会長)

加藤部長。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

基本ルールをお示しさせていただいて、御協議いただきたいというふうなたたき台としてお示ししておりますけれども、仮に町名を変えるということになりますと、区名が変わるときと同一のタイミングでやるのがベターだと思っております。市民生活への影響とかいうことを考えますと。そういうことで、協定書記載事項ではありませんけれども、やるのであれば今、協議会の中で御議論いただく必要があるのかなと思っております。

(浅田会長)

坂井参考人。

(坂井参考人)

やっぱり今の区はなじまないという住民もいるんですよ。

(浅田会長)

何がなじまない。

(坂井参考人)

例えば、西成区というのを外してもらいたいという人もいますしね。そういう人たちの意見というのをどこかでくみ上げるようなことはできないのでしょうか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと手続を、ちょっと僕も知らないところなんですけど、これ、町名とかを変えるのは、どういう手続でできるんですか。特別区なら区議会なのか、どう変えるんですか。

(浅田会長)

加藤部長。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

手続的には、通常は議会の議決を要する事項になってございます。それが特別区議会になるのか、あるいは協定書の時点で協議いただいている部分で専決という形をとるのか、そのあたりはちょっと整理が必要かと思っておりますけれども、通常は議会の議決が必要となっ

ております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そしたら、協定書で、今ここである程度協定書のルールで決めておけば、これはそのまま特別区だったら、この新しい町名でいくわけなんですかね。要はこの重なり合いをなくすとかいうことで、これ今、皆さんが整理してもらったやつは、この住民投票を経れば、だから今のこの段階で、協定書の議決を府議会、市議会でもらって、住民投票ということになれば、もうこれはこのままでいくと。次、新しく変更しようと思うと、特別区議会でそれぞれが変えていくという手続になるんですかね。

(浅田会長)

加藤部長。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

ちょっと確認が必要ですがけれども、協定書の記載事項については、いわゆる特別区を設置するという点については、総務省の告示をもってそのままいけると思うんですけれども、その手法についてどういうやり方ができるのかというのは、ちょっと確認が必要かと思えます。条例改正という形をとる必要があるのかどうかは、確認をするかなと思えますけれども。

(浅田会長)

横倉委員。

(横倉委員)

今の、今までのお話の中で、10ページに北区、中央区、西区については、旧町名を引き継ぐ観点から、現在の行政区名を挿入しないということで、町名の中に、私、西区なんですけど、西をつけられないということで、この案が出てるわけなんですけど、今、三田委員のほうから話がありましたように、西区という区をなくして、湾岸区というふうな区になるということになれば、当然ここから外れるということになるわけですね。ただ、今お聞きしましたら、そういった町名については、新しくできたそういった特別区の議会で議論して、変更するということができるということなんですけど、今、急にここで西区が外れたから、ここに西をつけてほしいとかというようなことになれば、かなり時間もかかると思えますので、とりあえずこの案で私どもはいかせていただきたいと思います。

(浅田会長)

加藤部長。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

今、西区が、新しい特別区の西区が湾岸区になった場合には、西区というのが残るとい  
う委員の御指摘なんですけれども、私どもが提案させていただいているのは、西というの  
が方角なものですから、九条が西九条になったりとか、町名の上にそのまま西とついてし  
まうことが、方角を意味してしまうんじゃないかということで、そういう理由で今回は外  
させていただくという御提案、案としてお示ししているところです。

(浅田会長)

横倉委員。

(横倉委員)

しかし、住民の方がどうしても西というような思いが強いということで、そこに冠をつ  
けたいということになれば、それはその新しくできた特別区の中の議会で住民の声を反映  
して、そういった町名に変更ということは、私は可能だと思っておりますので、そこま  
では考えなくてもいいと思っております。

(浅田会長)

ほかに。

市会から来ていただいている参考人のお三方、何か御意見はございませんでしょうか。  
美延参考人。

(美延参考人)

先ほど三田委員からありました話で、その当面あとの4区は北、中央、東、南という形  
でいくということで、それはもうそれで結構かと思うんですが、やはり先ほど言われたよ  
うに、そうなると、特別区になったときに、特別区のやっぱり名称というのは、例えばそ  
の特別区の住民の皆さんに考えていただくとか、そういうことも1つ考えていけば、何も  
この4つの名前にずっと固執することが、それがもう住民の方がどっちがよいのかとい  
うことを選択してもらったらよいのかなとは思いますが。

(浅田会長)

そのほか。

ないですか。

置田さん、いいですか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

そしたら、御意見もこれ以上ないようですので、特別区の名称に関する方針を決めたい  
と思います。

特別区の名称につきましては、A区は北区、それからB区が西区ではなく湾岸区、C区は東区、D区は南区、E区が中央区ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今申し上げました方針で協定書案づくりを進めるということでお願いいたします。

そうしましたら、ここでちょっと10分間だけ休憩をとらせていただきます。

6時10分に御参集願います。

< 休 憩 >

(浅田会長)

それでは、ただいまから休憩前に引き続き、協議を続行いたします。

次、特別区本庁舎の位置について、協議したいと思います。

まず、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

それでは、引き続きまして、特別区本庁舎の位置について御説明させていただきます。

資料の29ページをごらんいただきたいと思います。

まず、特別区本庁舎の位置の検討に際しましての基本的な考え方について御説明いたします。

地方自治法におきましては、特別区の主たる事務所、つまり本庁舎の位置は条例で定めることとされておりまして、その位置を定める際には、住民の利用に最も便利であるように考慮することとされておりまして、この規定を踏まえ検討することといたします。

また、市が保有しております庁舎の中からの活用を前提としまして、現在の区役所及び市の本庁舎から特別区本庁舎の位置を選定することといたしております。

選定に際しましては、現在庁舎の近隣において市が所有しております事務所の状況も勘案して検討することといたします。

30ページをごらんいただきたいと思います。

特別区本庁舎の選定の考え方につきましては、市の本庁舎を有するA区と、それ以外のBからE区に分けて、それぞれ説明をさせていただきます。

まずA区、先ほど北区という話もありましたが、でございますが、参考としまして地図の右側に記載しております表のとおり、市の本庁舎は中核市庁舎の規模を大きく上回っておりまして、行政機能を集約することが可能であるとともに、都心部にございまして、特別区内からの交通利便性もよいことから、住民にとって最も便利と考えられますので、市の本庁舎を特別区本庁舎といたしたいと思っております。

次に、31ページをごらんいただきたいと思います。



BからE区につきましては、現在の区役所庁舎の中から、それぞれ一つを選定することといたします。選定の方法といたしましては、まず、地方自治法の規定を踏まえまして、考慮すべき条件を三つ抽出しております。それぞれについて、それを点数化するというふうに考えてございます。

考慮すべき条件といたしましては、一つ目はここに書いてございますが、住民からの近接性をあげてございます。具体的には、特別区内の人口重心、すなわち人口が全体としてバランスのとれる地点から庁舎までの距離を算出したしております。

二つ目は、交通の利便性としまして、特別区内の各区役所からの公共交通所要時間を算出したします。

三つ目に、都市の中心性としまして、地域への来訪者数を算出したしております。

それぞれ最高点を5点として点数化しまして、合計点数が上位の二つを選定した上で、次に先ほど申しました周辺状況による位置の選定として、候補庁舎の近隣において、市が使用している事務所の状況を勘案し、選定を行っております。

32ページをごらんください。

今、申し上げましたルールに従いまして選定した結果でございますが、A区では先ほど申し上げましたとおり、行政機能の集約が可能であるとともに、都心部にあり交通利便性もよいことから、現市本庁舎を特別区本庁舎の候補として選定いたしました。

BからE区につきましては、先ほど31ページで御説明いたしました考え方に沿って検討を行いました結果、B区では、まず合計点数を計算いたしますと、此花区役所が14点、港区役所が13点となりますが、周辺状況を勘案しましたところ、周辺に事務所として活用している施設が存在いたします港区役所を候補として選定しております。その具体的な点数等につきましては、34ページから36ページに記載してございます。御参照いただきたいと思っております。

次に、C区及びD区では、合計点数はこの選定結果のように書いてございますが、城東区役所、阿倍野区役所がそれぞれ最も高く、また、それぞれ周辺に事務所として活用している施設が存在することから、これらの区役所を選定しております。この詳しい点数等につきましては、38ページから44ページに記載してございます。

次に、E区では、合計点数では西区の西区役所が12点、浪速区役所が11点となりますが、周辺に事務所として活用している施設が存在いたします浪速区役所を候補として選定しております。これにつきましては、46ページから48ページに書いてございますので、御参照いただきたいと思っております。

なお、選定いたしました各庁舎の位置につきましては、33ページのとおりとなっております。

50ページ及び51ページには、参考資料といたしまして、24区各庁舎の内容を示しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

(浅田会長)

ただいま井上部長のほうから御説明いただきましたが、ただいまの御質問に関して質疑あるいは委員間協議をいただければと思っております。

横倉委員。

(横倉委員)

E区ですが、今の案によりますと、浪速区役所ということになっていますが、この特別区につきましては、今の現浪速区役所ではなしに、西成区役所にすべきだと考えております。

西成区役所は浪速区役所と比較しましても、交通の大変至便な場所もありますし、51ページを見ていただきましたらわかりますように、延べ床面積も大変大きく、これ2001年の建物で、まだ比較的新しいということもあります。

この特別区の今度中央区が、地理的、また交通もその他大阪の中心地としての役割が大変期待される場所であるだけに、その発展がより期待されていると思っております。

その中央区の中心となる区役所を、西成区役所に置きまして、そして西成のあいりん地域については将来的には中央区の官庁街にするとか、そういった西成が大きく変わることによって、大阪が変わると、その象徴にもなるのかなど。場所等につきまして、南のほうに偏っているような声もありますが、ただ、今の区役所を支所的な形で使うわけですから、今の住民にとってはその支所的な現在の区役所で、さまざまな住民サービスを受けることができると思います。

そういう観点から、できればというか、我々の思いとしては、その新中央区の区役所の所在地を西成区の区役所、そして、あいりん地区を官庁街にして、新しく生まれ変わらせるという、そういった中期、長期的な考え方から、西成区役所にすべきと考えております。

(浅田会長)

事務局案と、それから今、横倉委員のほうから御提案がありました、事務局案と違って、E区すなわち中央区の本庁舎所在地を浪速区役所ではなしに西成区役所に置くという御提案であります。今、両案出ておりますが、御意見等ございましたら。

橋下委員。

(橋下委員)

大賛成です。西成の変化のためにぜひ、西成区役所を特別区役所にしていただいたら、あいりんを官庁街にするというのはもうぜひ、これも大賛成ですから、あいりん総合センターの方向性についてまた、知事としっかりと話をし、今、言われた新中央区の皆さんの将来ビジョンに沿うような形でしっかり今からその手も打っていきたいと思っております。

(浅田会長)

ほかに。

三田委員。

(三田委員)

うちの場合、住之江区が東西に分かれてしまうんですけども、このちょうど34ページ

に住之江のところに南港ポートタウンサービスコーナーというのがあるんですけども、ここが要するところ分かれたときの出先機関というふうにこれは思っておけばいいでしょうか。ここが要するところ区役所といいましょうか、支所みたいな形で手続きができると。今もやっていますけれども、引き続きB区になってもそれが生かされるということだけ確認したいんですが。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

これは将来的にどういう形でしょうかというのはまだ今後の議論になると思うんですが、これは所要時間を計算するために今、実際、このポートタウンサービスコーナーがございますから、区を割っておりますので、どこか起点になる箇所を決めるという意味でここを使わせていただいたということでございます。

(三田委員)

あくまでも暫定みたいな形で。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

これがどういう使われ方をするかについては、基本はそのままだと思います。

(三田委員)

わかりました。

(浅田会長)

いいですか。

そのほか、参考人のほうから何か御意見はありませんか。

(坂井参考人)

区役所の所在地というのは、要は現在区役所であるというところをまず、協定書には入れなければいけないという縛りがあるからこういうふうになっているということなんじゃないんでしょうか。そういうふうに僕は理解しているんですけども。したがって、例えば、民間ビルであるATCに湾岸区が新庁舎とするというのであれば、それはそれで特別区になってから後になるのか、それまでにやるのかはわかりませんが、そこをまずは新庁舎的に使っていくというようなこともできるんじゃないんでしょうか。その辺のところはどうなんですか。

(浅田会長)

大中課長。

(府市大都市局大中戦略調整担当課長)

今の委員の御発言ですが、私は今の考え方としましては、現区役所を考えておりますので、その機能をA T Cのほうにも持たすという形で今、想定はしていないところと。今後もし、そういう形で御議論していただいて持たすという形であれば、そういう形もあるのかなと思っているところでございます。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

特別区役所の位置ですけれども、やはり基本的に特段、法律に制約があるわけでありません、どこに定めるかというのは。ただ、やはり特別区の本庁舎ということですので、自治法の規定なり、あるいは、今の役所実態というものがきっちりあるかどうかというのがやはり一つのメルクマールになるのであろう。そういう意味で、現行のやはり区役所を基準に、どこに置くかというのを考えていただいたほうがいいたろうと思います。

ただ、A T C等の活用については当然、前のB区ときには庁舎不足等の対応がありましたので、そこに、例えば、先ほどの民間ビルを借りるというところで、A T Cなどは候補になりますし、そこに機能を持っていくということは十分可能だろうと思いますが、ただ、あくまで民間ビルということですので、基本はやはり行政財産である区役所を中心の位置というか、特別区の位置として御検討いただくというのが本来の形ではないかというふうに我々事務局としては考えているということです。

(浅田会長)

ほかに御発言等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、特別区の本庁舎の位置に関する方針を決めたいと思います。特別区本庁舎の位置につきましては、北区は現市の本庁舎、それから、湾岸区は港区役所、東区は城東区役所、南区は阿倍野区役所、それから、中央区は西成区役所、浪速区役所ではなしに西成区役所ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今、申し上げた方針で協定書案づくりを進めるということでお願いいたします。

それから、先ほど庁舎の扱いのところやりとりがありましたが、A区、北区以外は建設するという方向で、そのコストを次回、協議会で御確認していただくことによる

しいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今、申し上げた方針で対応いただくということでよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、最後から2つ目、特別区の議会について協議したいと思います。

まず、事務局のほうから説明をしてもらいますが、特別区の議会はあくまで議員に関連するということで、資料は協議のために事務局が参考的に整理したものということでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、説明をお願いいたします。

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

それでは、資料53ページの4、特別区の議会について説明させていただきます。

まず、55ページをごらんください。

ここでは制度移行に伴う選挙区の考え方について説明させていただきます。

議会の議員の選挙について、大阪市を初めとする政令市では行政区の単位を選挙区としておりますが、特別区を含むその他の市区町村では原則、その区域全部を一つの選挙区として選挙を行うこととなっております。ただし、大都市地域特別区設置法施行令では協定書に選挙区及び各選挙区の議員定数を定めることで、特別区に複数の選挙区を設けることができる旨、規定があることから、双方の選択肢がある旨、お示ししております。ただし、複数の選挙区を持つ市町村は市町村合併での特例的な措置として合併後初の選挙のみを対象に、旧市町村の単位を選挙区として設定しているものや、飛び地など地理的な事情により恒久的に複数の選挙区を設定としているものなど、全国的には少数となっております。これらのことから、以下の資料では各特別区の区域を選挙区とした場合の議員定数について検討しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、56ページですけど、各特別区の議員定数について記載しております。議員定数の設定については3つのパターンを想定し、各パターンについて比較検討いただけるよう、それらのデータをまとめております。

それでは、順次、御説明してまいります。

まず、①として、近隣中核市5市の平均を基礎とした議員定数です。これは大阪都市圏にあり、人口密度が高く、特別区に類似しているとしてパッケージ案においても基準としておりました豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮の近隣中核市5市と同程度の議員定数とするものとしたもので、議員1人当たりの人口を1万1,000人として算定した場合の特別区の議員定数をお示ししております。この場合、各特別区の議員定数は少ない31人から63人までで、合計で242人となると見込まれます。なお、議会運営経費につきましては、特別区では中核市並みの事務を担うという観点から、近隣中核市5市平均の単価を適用するとした場合で、約31億円の試算となっております。

残りの二つにつきましては、近隣中核市5市平均よりも、人口当たりの議員数が少ない自治体をモデルとして試算しておりますが、②は全国の中核市の中で、人口当たりの議員数が最少となる船橋市をモデルに、議員一人当たりの人口1万2,000人として算定した場合の試算です。この場合、各特別区の議員定数は29人から58人で、合計223人となっております。

なお、議会運営経費については、1と同じ観点から、近隣中核市5市平均の単価を適用した場合、約28億円との試算となっております。

次に、③ですけど、東京の特別区の中で、人口当たりの議員定数が最少となる世田谷区をモデルに、人員一人当たり人口を1万8000人で算定した場合の特別区の議員定数をお示ししております。この場合、各特別区の議員定数は19人から39人で、合計148人となっております。

なお、議会運営経費を同じ単価で積算した場合、約19億円の試算となっております。これらの試算結果と大阪の特別区に類似した規模や、権限を有する自治体の議員一人当たりの人口の状況につきましては、次のページの57ページにまとめております。類似する全国の中核市、東京特別区、府内都市の状況を60ページ以降にまとめておりますので、これらについては後ほど御参考いただければと思います。

私の説明は以上でございます。

(浅田会長)

それでは、ただいま田中部長のほうから説明していただきましたが、この説明を受けて、質疑あるいは委員間協議いただければと思います。

三田委員。

(三田委員)

ようやく今、三つの数字を出していただいたんですけれども、今の現行の大阪市の議員の数が86人なんですよね。それから見ると、大幅に議員がふえてしまう。そういうようなところから、私はできたら行政区ごと、ABCDEが、それぞれの今、行政区ごとの議員定数を足し算したもの、合算したものを定数にする。要するところの、この86人は変えないで、それぞれやったほうがいいんじゃないかなと思います。

つまりA区では、北、都島、福島、淀川、東淀川区の議員定数の和である足し算したものが19人、同じようにやりますと、B区、この湾岸部では12人、C区東区では19人、D区南区では23人、E区、この中央区では13人というもの、足し算すると、これが86人で変わらないです。

また、この住之江区、また湾岸部なんですけども、これは割ってしまうということもありますので、この人口の割り振りでやると、今4人の定数をB区に一人、咲洲地区一人として、南区のほうに3人とかいうような方法がいいのではないかなと思います。

同時に、また特別区設置までに、議員定数の変更などがあれば、それは踏襲すべきだと思いますけども、今の時点では86人がいいんじゃないかなと思います。

そのうちの一つの理由なんですけれども、現在の大阪市会が基礎自治体の議会として機能をしているという前提に立ってみたいと思います。

つまり現在の2,000以上にわたる大阪市の事務事業を、大阪市域で現在の議員定数で86人でチェックをしているというものを考えると、特別区ができたとしても、大阪市域が拡大するわけでも、人口が増加するわけでも何でもないです。基礎的自治体の業務である約1,600の事業を、これから各区で、特別区でチェックするということを考えますと、可能ではないかなと思います。民意のくみ上げのほうも、議員の数が変わらないため、現状レベルというものは、一定、担保維持できると、私は思います。

2番目に、その議会のコストを増やさないということが大事なんじゃないでしょうか。新たな大都市制度に移行するに当たり、極力その議会コスト、これはずっと前から指摘されていますけども、議員の数が増えれば、お金がかかるんじゃないかということもずっと言われていましたので、定数の増加というのは、私は極力避けるべきだと思っています。

その上で、現在の条例化されている区政会議と同様に、地域の意思をくみ上げる仕組み、それとまた地方自治法にある地域自治区制度などを、有効的に活用して、住民意思を行政に反映する制度の充実、こういうものを強化を図っていくべきではないかなと思います。

3番目には、特別区の議員定数は、各区特別区で定めるべきだと、これは将来的なことなんだろうけれども、思います。議員定数に関しましては、人口当たりの適正数というのが明確化されていません。自治体によって、さまざまであるために、現行の法定協議会は一定の議員数を判断するものとしても、法定協議会の決定によって、特別区議会の最適確保を見つけることは、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。特別区の区議会議員の数は、最終的にはそれぞれの当該特別区のそれぞれが判断すべきであって、将来的な特別区の区議会議員の定数は、各特別区が必要な規模の議会を決定、形成していくべきだと思います。でありまして、今回のこの議員定数、提案されている中でいけば、私は現行でいくべきではないかなと考えています。

以上です。

(浅田会長)

三田委員にお伺いいたしますが、議員定数は聞かせていただきましたが、選挙区は特別区ということでもいいんですか。

(三田委員)

ですから、先ほど言ったみたいに、それぞれのA区ならば、今、足し算した19人。

(浅田会長)

いや、選挙区。特別区でもいいんですか。

(三田委員)

特別区でいいです。

(浅田会長)

ありがとうございます。

かなり違った御提案ですが、これを参考人として出ていただいております、美延参考人。

(美延参考人)

我々市議団で考えさせていただいたわけなんですけど、ただ、これ誤解のないように申し上げておきますと、5月の議会に、今、大阪市のいわゆる逆転区の現象がありまして、大体、今の推計の人口の試算では、もう2倍を超えております。それを解消するために、我々は77という、5月の議会に提出させていただいたんですが、我々以外の会派も全て反対で、これ可決されてしまいました。

当然、我々としては、また、この次にある議会、恐らく次の臨時議会になるのか、9月議会になるのかも、それも含めて、またそういう、いわゆる定数是正をしっかりとやっていくというのは出していきたいと思っています。

だから、それがもしできた場合は、できましたら、そのできた数字で、ぜひお願いしたい。だから、86というのは、今、現行が86だから86ということをお願いしたいと思います。

以上です。

(浅田会長)

これちょっと事務局に質問ですが、具体的な数字、現員数とかいう書き方は可能ですか。  
山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

基本的にはやはり自治体ですので、特に、議員定数というのは、きっちり数を条例で定めていただいているということからすれば、ちょっと協定書で現員数と同じとかで、そういう書きぶりはちょっと難しいかなど。やはりきっちり数を載していただくということが、基本ではないかというふうに理解しています。

(浅田会長)

そのほか、御意見等ございませんか。

吉村参考人。

(吉村参考人)

議員定数、一番少ないところでも12人ということになると思うんですけど、そうすると、委員会など構成できるのかというような意見とか、批判、これはすぐ予想されるわけなんですけど、これは平成18年に地方自治法改正になりまして、これまで一人の議員が一つの委員会にしか所属できないという前提だったんですけども、所属制限、それが撤廃されましたので、複数の委員会に所属することができるというふうになりましたので、委員会については、構成していけるのかなというふうに思っています。

あと、日本の中の地方議員の数ということでいうと、これちょっと少ないんじゃないのかなというふうに、ちょっと思って、いろいろ先進諸国の例なんかを調べてみると、例えばアメリカなんかでは、自治体の平均ですけれども、市会議員の数が約6人程度なんです。主要都市でも十数名ぐらいの地方議員で市会議員をやっていると。例えば有名な都市でい



くと、ロサンゼルスで15人、ヒューストンで16人、サンフランシスコで11人というので、これしっかりやっているといる状況があるんです。例えばロサンゼルスでいくと人口370万人いるわけです。それで議員数が15と、委員会数が幾つあるのかなと調べたら18あるんですね。だから、この議員数それから委員会を見てもですね、これは今までのほかの先進海外の事例であつたり、あるいは地方自治の改正なんかを踏まえるとですね、この12名でもしっかりとやっているといるのではないのかなというふうに思っております。もともと何でこんなに地方議員が多いのかというのは、戦前からの名残というのがですね、ちょっとありまして、これから新しい自治体を目指していくという意味では、この区議会議員の人数、これは12名でも足りると思いますし、加えて先ほどにもありましたけれども、今、大阪市では区政会議という新たな取り組みも条例化してやっているといますし、地域自治区の地域協議会ですかね、そういうところでも。新潟の事例だったと思うのですが、地域の本当に細かなことについては、その地域の意見をボランティア的に反映したいというような人たちが集まって、議論するというような仕組みもありますので、それぞれ行政区単位で今こうして動いているということを考えるとですね、この区議会議員についてはですね、この12名でも十分やっているといるのではないのかなというふうに思っております。

以上、意見です。

(浅田会長)

そのほか。

今井委員。

(今井委員)

今、吉村さんからも話があったのですが、地方議員レベルでも人口比は全然違うんですけど、実際、熊取町議会とか能勢町議会とか町議会レベルですけど、12人、14人でもう十分やっているといるというのは聞いていましたので、千早になると7人ということになって、それが重複して既に委員会は開催されているということを考えると、十分ではないのかなと思います。それと、あわせてですけど、東京特別区の政務活動費がこの資料にも出ていますが、平均的には200万円ぐらいということで、この政務活動費が今、大阪は現況でいくと、その3倍以上ということになるので、そういったことも今後やっぱり議論の中には入れていかなあかんのじゃないかなと、これは議員の自律の問題だと思つたので、その辺ちょっと気になるなと思います。

(浅田会長)

そのほか、いいですか。

美延参考人。

(美延参考人)

今、今井委員のほうから、いわゆる政務活動費の件、現況があったんですけど、我々としては、政務活動費はちょっと今日はまだ議論していないので、今ここでどうのというこ

とは避けたいなと思うのですけれども、報酬に関しては、我々はいつもこれも毎回3割カットというのをずっとやっておりますので、報酬に関してはそのベースでやっていければなど、そんなふうを考えております。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今、参考人のほうからその話が出ましたけど、これ身分の報酬については、そういうことで協定書に書き込むというのは決められているんですかね。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

協定書に書く項目は、あくまで定数と選挙区を割ったときは選挙区ということで、報酬の関係を必ず書けという項目にはなっていないです。もし書くということであれば、それは任意で書くという形になるのかなということです。

(浅田会長)

よろしいですか、いいですか。

松井委員。

(松井委員)

これやっぱり今、日本全体の財政収支というかバランスの話ありますんで、参考人からそういう話があればね、これはもう書き込んでおいて、それで、あと、また特別区になってですね、その特別区がもう住民の理解を得て身分を再検証するのならね、それはそれでいいと思うのですけど、さっき東京特別区のいろんな身分保障の話がありましたけど、これはちょっと良すぎる場所もあるんでしょうけど、これは全てやっぱり東京都は不交付団体で、マイナスというか国からそういうお金をもらっていない団体だというのは、これはやっぱりありますんでね、だから、新たにこういう特別区を設置するに当たっては、スタートの身分のところはもうやっぱりそこは書き込んでおいたほうが、任意ででも書き込んでおいたほうがいいと思います。

(浅田会長)

これちょっと事務局に確認ですが、協定書に掲げる項目外を書いたときですね、支障はありませんか。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

支障は特にはないと思うのですけど。

(浅田会長)

ありがとうございます。

ほかに御意見等はございませんでしょうか。

それでは、特別区の議会に関する方針を決めさせていただきます。

選挙区につきましては、各特別区の区域、議員定数につきましては、北区が19、湾岸区が12、東区が19、南区が23、中央区が13、それから議員報酬に関して、3割削減を書き込んでおくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今、申し上げました方針で協定書案づくりを進めるということをお願いいたします。

それでは、本日、最後、その他のところに入りますが、何か御発言等はございませんでしょうか。

松井委員。

(松井委員)

いろいろと広域についての名称について、いろいろどういう名称になるのかというようなお話をいただいておりますが、今回の法定協議会は、これは大阪市域に特別区を設置するための協定書でありますので、広域の名称については現状、政治的な主張とは別ですので、書き込む必要はないということで、名称については法定協議会の議論の対象にしない。こういうふうを考えております。

(橋下委員)

広域の名称については、法律で変えていくということになっていきますので、これはしっかりと大阪都という名称で我々ずっとやってきたわけですから、今度は国政政党も扱いとして、しっかりと法律改正を目指していくことはやっていきたいと思えます。

(松井委員)

政治的な。

(橋下委員)

政治的にね、きちっと。だから協定書には広域行政体の名称は盛り込まれませんけれども、何も大阪都という名前を何か諦めたとか、また、そういうことを言われかねないので、これは一般のこの協定書ではなくて、一般の通常法律で名称改正をやっていくと。これは当初この特別区設置のこの法律ができたときには、名称はもう一般法律でやってほし

いということを言われたので、そうしますので、しっかりと広域行政の名称を変更するですね、また、政治活動を含めて維新の会で頑張ってください。

(浅田会長)

それでは、広域自治体の名称につきましては、当協議会の協定書作成とは直接かわりがないということで、別途御活動いただくということでお願いをいたします。

以上で、本日予定の協議が終わりました。次回協議会は、これまでの指摘事項への対応を含めて、協定書案について協議したいと思います。

これで本日の協議会を閉会したいと思います。

次回の日時・場所等につきましては、日程が固まり次第、御通知申し上げますので、よろしく願いいたします。

本日は、以上で閉会いたします。

ありがとうございました。